

委 員 限 り

資 料 B

平成25年度

政治資金監査実務に関する フォローアップ説明会資料



政治資金適正化委員会

(目 次)

I. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について	
1. 改定概要	 1
2. 主要改定内容（政治資金監査に関する研修テキストの改定含）	 2
（参考）政治資金監査マニュアルの改定の概要（H22. 9）	11
 II. 平成23年分政治資金収支報告の概要について	
○ 総務大臣分	12
○ 都道府県選挙管理委員会分	15
 III. 平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要について	
1. 政治資金監査の結果	18
2. 政治資金監査報告書の記載状況等	19
 IV. 政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点について	
○ 「あて名」等に関する記載	21
○ 「1 監査の概要」に関する記載	22
○ 「2 監査の結果」に関する記載	23
○ 「3 業務制限」に関する記載	30
○ その他	31
○ その他の提出書類関係	32
 V. その他参考資料	
○ 収支報告書等への記載方法の例	33
○ 政治資金適正化委員会ホームページ参照事項	37

I 政治資金監査に関する具体的指針（政治資金監査マニュアル）の改定について

1. 改定概要

(1) 政治資金監査マニュアル改定の趣旨

- 平成22年9月（政治資金監査マニュアルの前回改定時）以降、約2年半ぶりに記載内容を見直し
- この間に政治資金適正化委員会が示した見解等を集約し、一覧性を向上

(2) 主要改定内容

- 政治資金規正法施行規則の一部改正（平成24年4月）を踏まえた記載の追加
- 収支報告書に支出が計上されていない場合の政治資金監査報告書様式の簡素化
- 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載例の明確化
- 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用の追加
- 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応の追加
- その他

(3) 適用

平成26年1月1日（解散分は平成26年1月1日以降の解散団体分）から実施する政治資金監査に対して改定後の政治資金監査マニュアルを適用

2. 主要改定内容（政治資金監査に関する研修テキストの改定含）

（1）政治資金規正法施行規則の一部改正を踏まえた記載の追加

研修テキスト 37頁、49頁、54～55頁、60～61頁

新旧対照表 3頁、7頁、9頁、11～12頁

○政治資金規正法施行規則の一部改正（概要）

金融機関への振込みにより支出をした場合の収支報告書と併せて提出すべき書面の簡素化を図るため省令を改正（平成24年4月29日施行）

【改正前】以下の①及び②の作成、提出が必要

①「振込明細書の写し」

②「振込明細書に係る支出目的書」（第8号様式の2）

【改正後】改正前同様①、②の作成、提出が必要

ただし、振込明細書に「支出の目的」の記載があれば「振込明細書に係る支出目的書」の作成及び提出は不要

（参考）政治資金に関するQ&A H24.12 新規追加

V-42 会計責任者が振込明細書に支出の目的を追記した場合	
Q	支出の目的が記載されていない振込明細書に会計責任者が支出の目的を追記した場合、当該振込明細書の写しは「支出の目的を記載した書面」として認められるか。
A	「支出の目的を記載した書面」については、作成者の定めはありませんが、一般的には支出の目的を知る立場にある政治団体の会計責任者が作成するものと考えられています。したがって、政治団体の会計責任者が振込明細書に「支出の目的」を追記した場合についても、平成24年に改正された政治資金規正法施行規則の規定に基づき、別様とせず、当該振込明細書の写しを「支出の目的を記載した書面」と取り扱って差し支えありません。

（2）収支報告書に支出が計上されていない場合の政治資金監査報告書様式の簡素化

政治資金監査報告書記載例（4）を追加し、収支報告書に支出が計上されていない場合に政治資金監査報告書を作成するに当たり「記載例（4）の例によることが望ましいものであること」とした。

研修テキスト 72～73頁、84～85頁

新旧対照表 15～17頁、27～28頁

(3) 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載例の明確化

政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定することとしているが、政治資金監査報告書に記載されていた例を見る限りにおいては、その理由が不十分と思われるものや、実施場所について具体の場所及び住所が併記されていないものが見受けられたことから、例外的に主たる事務所以外で実施することとした場合の理由等のあり方や具体的な記載ぶりを以下の①～③のとおり明確化した。

- ①政治資金監査を主たる事務所以外の場所で実施した場合には、具体の場所と住所を併記することで実施場所を特定。
- ②主たる事務所以外で実施した場合の政治資金監査報告書の記載例を例示。
- ③政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外として、「解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合」を追加。

研修テキスト 41～42頁、76～77頁、79頁、81頁

新旧対照表 4～5頁、19～20頁、22頁、24頁

(参考) 政治資金に関するQ&A H25.6改定

Ⅶ－８ 主たる事務所以外の実施場所の記載方法	
Q	国会議員関係政治団体の主たる事務所で政治資金監査を行わなかった場合、政治資金監査報告書にどのように記載すればよいのか。
A	主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定されます。したがって、主たる事務所以外で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所で実施しなかった理由について、例えば、単に「効率的な実施のため」という記載のみではなく、「政治資金監査に関する具体的な指針Ⅶ. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書記載例(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合(※2)」の(例)のように、主たる事務所で政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1 監査の概要(4)」に記載します。 ○「政治資金監査に関する具体的な指針 Ⅶ. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書記載例(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合(※2)」の(例)抜粋 1 監査の概要 (1)～(3) 略 (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇(登録政治資金監査人名)が判断したため、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の従たる事務所(〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地)において行った。 ※ 上記(例)は、作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合の例

(4) 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用の明確化

今般の改正において新設した「Ⅷ. その他の留意事項」において、これらのチェックリストの活用について追加し、「政治資金監査チェックリスト」及び「政治資金監査報告書チェックリスト」を研修テキストの参考資料に収録した。

研修テキスト 86頁 (参考資料 91～116頁)

新旧対照表 29頁

※ 今回の改定に伴い、これらのチェックリストの文言を一部修正している。

(5) 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応についての明確化

今般の改定において新設した「Ⅷ. その他の留意事項」において、登録政治資金監査人のとるべき対応について追加し、「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」について研修テキストの参考資料に収録した。

研修テキスト 86～87頁 (参考資料 137～149頁)

新旧対照表 29～30頁

(6) 政治資金監査報告書記載例の文言の一部見直し

改定前のマニュアルにおける政治資金監査報告書記載例には、政治資金規正法の規定ぶりに従って、会計帳簿等の関係書類名を列記しているが、そのことによって却って記載誤りが生じている（特に「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」の使い方）と考えられるので、政治資金監査マニュアルで提示している記載例を見直した。

〔改正前のマニュアルで提示していた政治資金監査報告書記載例〕

1 監査の概要(1)及び(3)、

2 監査の結果(1)及び(3)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書…」

2 監査の結果(4)

「…領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。」



改定後 (※次頁へ続く)

〔改正後のマニュアルで提示している政治資金監査報告書記載例〕

1 監査の概要(1)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）…」

1 監査の概要(3)、

2 監査の結果(1)及び(3)

「…会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書…」

2 監査の結果(4)

「…領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。」

研修テキスト 73頁、75～81頁

新旧対照表 16頁、18～24頁

(7) 会計帳簿の主たる事務所（本社）の所在地の記載の取扱いの明確化

支出を受けた者が団体である場合に、会計帳簿に記載された住所が主たる事務所(本社)の所在地であるかどうかを判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わないことについて明記した。

研修テキスト 56頁

新旧対照表 10頁

(8) 「政治団体の区分に異動があった場合の留意事項」の記載の明確化

研修テキスト 38頁

新旧対照表 3頁

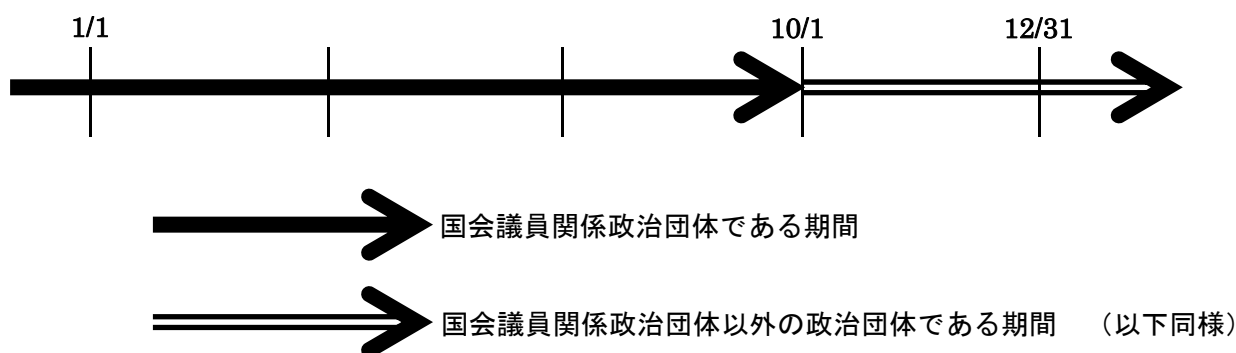
※ 政治資金監査の対象期間【イメージ図】

以下の①～④は、政治資金監査マニュアルⅢ. 3. 5. 「② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している政治団体」の内容をイメージ化したもの。

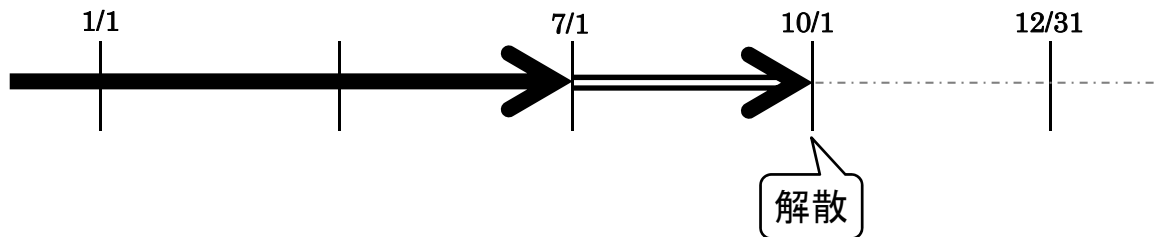
同じく、以下の⑤～⑧は、政治資金監査マニュアルⅢ. 3. 5. 「① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体」の内容をイメージ化したもの。

- ① 国会議員関係政治団体が、同年10月1日国会議員関係政治団体以外の政治団体へ異動した場合

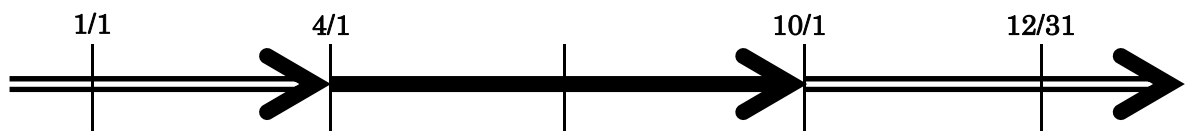
【政治資金監査の対象期間 1月1日から12月31日】



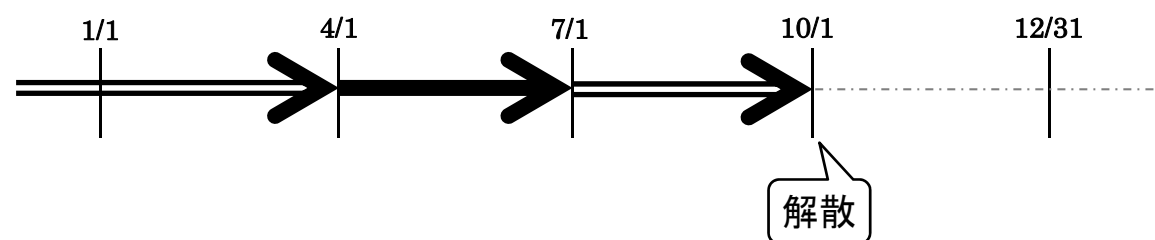
- ② 国会議員関係政治団体が、同年7月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体へ異動し、同年10月1日に解散した場合
【政治資金監査の対象期間 1月1日から10月1日】



- ③ 4月1日に国会議員関係政治団体へ異動した政治団体が、同年10月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体へ異動した場合
【政治資金監査の対象期間 1月1日から12月31日】



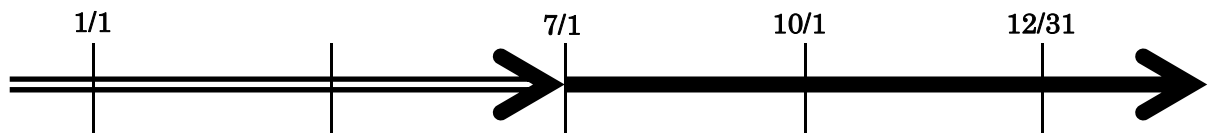
- ④ 4月1日に国会議員関係政治団体へ異動した政治団体が、同年7月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体へ異動し、同年10月1日に解散した場合
【政治資金監査の対象期間 1月1日から10月1日】



※政治資金監査の対象期間【イメージ図】①～④の場合、その年に収入及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。

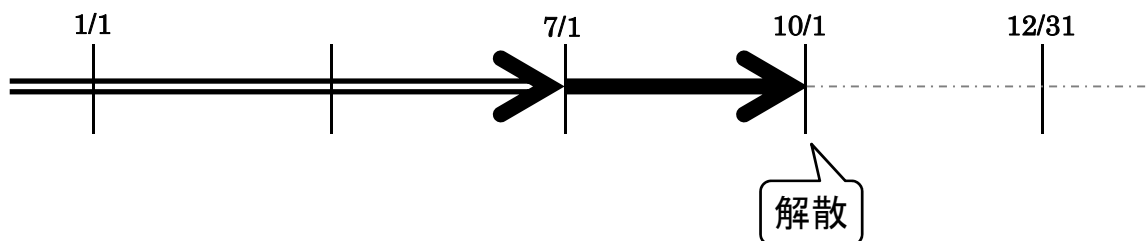
- ⑤ 国会議員関係政治団体以外の政治団体が、同年 7 月 1 日に国会議員関係政治団体へ異動した場合

【政治資金監査の対象期間 1 月 1 日から 12 月 31 日】

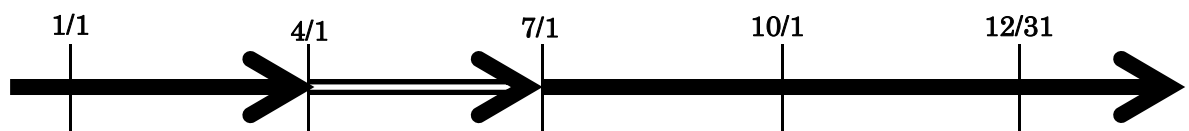


- ⑥ 国会議員関係政治団体以外の政治団体が、同年 7 月 1 日に国会議員関係政治団体へ異動し、同年 10 月 1 日に解散した場合

【政治資金監査の対象期間 1 月 1 日から 10 月 1 日】

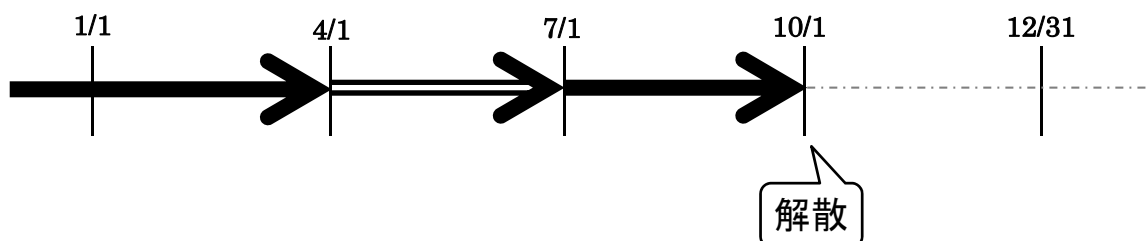


- ⑦ 国会議員関係政治団体が 4 月 1 日に国会議員関係政治団体以外の政治団体へ異動し、同年 7 月 1 日に国会議員関係政治団体へ異動した場合【政治資金監査の対象期間 1 月 1 日から 12 月 31 日】



- ⑧ 国会議員関係政治団体が 4 月 1 日に国会議員関係政治団体以外の政治団体へ異動し、同年 7 月 1 日に国会議員関係政治団体へ異動した後、同年 10 月 1 日に解散した場合

【政治資金監査の対象期間 1 月 1 日から 10 月 1 日】



(9) 政治資金監査報告書記載例への注記を追加

政治資金監査報告書の作成において特に誤りが多い事項について、政治資金報告書記載例の注記にその旨を記載した。

研修テキスト 77頁、79頁、82頁
新旧対照表 20頁、22頁、25頁

(10) 政治資金適正化委員会において公表した見解等の参照

① 収支報告書等の記載方法等に関する見解

平成20年度第8回委員会資料「収支報告書等の記載方法等に関する見解」及び関連資料は、クレジットカードによる支出についての収支報告書等への記載方法等の方法を示しており、登録政治資金監査人に確実に周知すべきと考えられることから、当該内容を参照し政治資金監査を行うことについて明記した。

研修テキスト 59頁 (参考資料 117～127頁)
新旧対照表 11頁

② 支出項目の分類について

平成21年度第2回委員会資料「支出項目の分類について」は、登録政治資金監査人に確実に周知すべきと考えられることから、当該内容を参照し政治資金監査を行うことについて明記した。

研修テキスト 65頁 (参考資料 129～135頁)
新旧対照表 13頁

(11) 政治資金監査に関するQ & Aの内容を追加

これまで公表した政治資金監査に関するQ & Aのうち、次の①及び②について、その内容を追加した。

① QⅥ－5（政治資金監査報酬の計上）

研修テキスト 67頁
新旧対照表 14頁

(参考) 政治資金に関するQ&A H23.10 新規追加

VI-5 政治資金監査報酬の計上	
Q	国会議員関係政治団体の収支報告書に、政治資金監査報酬が記載されている必要があるか。
A	国会議員関係政治団体に係る収支報告書には、人件費を除く1件1万円を超えるすべての支出を記載することとなっていますので、政治資金監査報酬も1万円を超える場合は、収支報告書に記載する必要があります。 政治資金監査においては、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであり、政治資金監査報酬が記載されていない場合に、その理由の説明を会計責任者等に求めても差し支えありません。

② QV-41 (公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い)

研修テキスト 49頁

新旧対照表 7～8頁

(参考) 政治資金に関するQ&A H24.4 新規追加

V-41 公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い	
Q	公共料金等をコンビニエンスストアや金融機関において支払った場合に、コンビニエンスストアや金融機関が発行する書面は、政治資金規正法上の領収書等に該当するか。
A	コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行事業者が代理受領契約を結んでいるため、コンビニエンスストアは請求書発行事業者の代理人となります。このため、コンビニエンスストアが支払いを受領したことは、請求書発行事業者が支払いを受領したことになり、コンビニエンスストアが発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当します。 金融機関において公共料金等を支払った場合は、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、上述のコンビニエンスストアの場合と同様、当該金融機関が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当します。 また、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいない場合であっても、当該金融機関が発行した振込明細書で支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、当該振込明細書の写しを提出することをもって収支報告書と併せて提出しなければならない書面を提出したこととなり、当該振込明細書に係る支出目的書を作成する必要はありません。

政治資金監査マニュアルの改定の概要 (H22.9)

※前回の改定概要

1 政治資金監査に資する記載内容の充実

政治資金監査マニュアルの構成をわかりやすく見直すとともに、政治資金適正化委員会がこれまで公表した政治資金監査に関するQ & Aや見解を追加で記載するなど、政治資金監査に資するよう記載内容を充実

- 政治資金監査マニュアルの構成の見直し（政治資金監査実施要領との一体化）
- これまで公表してきた「政治資金監査に関するQ & A」を追加記載
- これまで公表してきた政治資金監査上の取扱いに関する当委員会の見解を追加記載

2 政治資金監査の方法の変更

政治資金監査の基本的性格を踏まえつつ、登録政治資金監査人から寄せられた意見を基に、支出の状況の確認に活用できる書類を拡充

(1) 領収書等による支出の状況の確認

＜改定前＞

領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額、年月日）に記載不備がある場合は、記載不備の事項を補足する請求書等の関係書類があっても、支出の状況の確認に活用せず、国会議員関係政治団体が領収書等亡失等一覧表を作成



＜改定後＞

当該支出に関して発行された請求書等の関係書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合は、当該関係書類も活用して、支出の状況を確認することも可能に

(2) 会計帳簿の記載事項による支出の状況の確認

＜改定前＞

支出を受けた者の住所が領収書等の会計帳簿以外の書面に記載されている場合であっても、支出の状況の確認に活用せず、政治資金監査報告書において記載不備を指摘



＜改定後＞

支出を受けた者の住所が領収書等に記載されている旨が会計帳簿に記載されていた場合は、当該書面も活用して、支出の状況を確認することも可能に

3 改定後の政治資金監査マニュアルの適用について

平成23年1月1日（解散分は平成23年1月1日以降の解散団体分）から実施する政治資金監査に対して改定後の政治資金監査マニュアルを適用

Ⅱ. 平成23年分政治資金収支報告の概要について

○ 総務大臣分

1 収支報告書の提出状況

区 分			届 出 団 体 数	提 出 団 体 数	提 出 率	
			A	B	B／A(%)	
政 党 等	政 党	平 成 2 3 年	205	204	99.5	
		平 成 2 2 年	284	282	99.3	
	政 党 本 部	平 成 2 3 年	12	12	100.0	
		平 成 2 2 年	10	10	100.0	
	政 党 支 部	平 成 2 3 年	193	192	99.5	
		平 成 2 2 年	274	272	99.3	
	うち国会議員 関係政治団体	平 成 2 3 年	169	169	100.0	
		平 成 2 2 年	247	246	99.6	
	政治資金団体	平 成 2 3 年	5	5	100.0	
		平 成 2 2 年	5	5	100.0	
	小 計	平 成 2 3 年	210	209	99.5	
		平 成 2 2 年	289	287	99.3	
	そ の 他 の 政 治 団 体		平 成 2 3 年	3,610	3,103	86.0
			平 成 2 2 年	3,839	3,270	85.2
うち国会議員関係 政治団体		平 成 2 3 年	704	660	93.8	
		平 成 2 2 年	779	716	91.9	
合 計		平 成 2 3 年	3,820	3,312	86.7	
		平 成 2 2 年	4,128	3,557	86.2	
うち国会議員関係 政治団体		平 成 2 3 年	873	829	95.0	
		平 成 2 2 年	1,026	962	93.8	

(注) 1 「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。

2 「政党支部」は、総務大臣届出分であり、都道府県選管届出分は含まれない。

2 全体の収支の概況

(1) 収 入

(単位:百万円、%)

区 分			本 収 入 年 額	左 の 内 訳										前 繰 越 額	合 計
				党費・会費	寄 附				事業収入	借 入 金	本 交 付 金 収 入	そ の 他 の 収 入			
					個 人	法 人 そ の 他 の 団 体	政 治 団 体	計				政 交 付 金	そ の 他		
政 党 等	政 党 (支 部 を 含 む)	23年	76,280	3,385	1,034	294	1,603	2,932	29,487	86	3,053	31,942	5,394	19,386	95,666
		22年	83,703	3,676	1,205	648	2,203	4,056	31,871	2,565	4,234	31,942	5,360	18,282	101,985
		23年－22年	-7,423	-291	-171	-353	-600	-1,124	-2,384	-2,478	-1,181		35	1,104	-6,319
		対前年比	91.1	92.1	85.8	45.4	72.8	72.3	92.5	3.4	72.1	100.0	100.6	106.0	93.8
	うち国会議員 関 係 政 治 団 体	23年	2,241	54	190	286	184	660	142	86	1,286		11	947	3,188
		22年	4,329	75	489	622	449	1,559	155	182	2,336		23	1,159	5,489
		23年－22年	-2,089	-20	-299	-336	-264	-899	-13	-95	-1,050		-12	-212	-2,301
		対前年比	51.8	73.0	38.9	46.0	41.1	42.3	91.7	47.5	55.1		48.2	81.7	58.1
	政 治 資 金 団 体	23年	1,960		126	1,320	213	1,659					300	463	2,423
		22年	2,239		174	1,418	346	1,938					301	530	2,769
		23年－22年	-279		-48	-98	-133	-279					-1	-67	-346
		対前年比	87.5		72.5	93.1	61.5	85.6					99.8	87.5	87.5
	小 計	23年	78,240	3,385	1,161	1,614	1,816	4,591	29,487	86	3,053	31,942	5,695	19,850	98,089
		22年	85,942	3,676	1,379	2,066	2,549	5,994	31,871	2,565	4,234	31,942	5,661	18,812	104,754
		23年－22年	-7,703	-291	-218	-451	-733	-1,403	-2,384	-2,478	-1,181		34	1,038	-6,665
		対前年比	91.0	92.1	84.2	78.2	71.2	76.6	92.5	3.4	72.1	100.0	100.6	105.5	93.6
そ の 他 の 政 治 団 体		23年	22,905	6,240	2,287		4,676	6,964	7,868	1,185	298		351	29,709	52,614
		22年	30,743	6,707	2,606		6,551	9,156	9,308	1,273	3,231		1,068	29,698	60,440
		23年－22年	-7,838	-467	-318		-1,874	-2,193	-1,440	-88	-2,933		-717	11	-7,826
		対前年比	74.5	93.0	87.8		71.4	76.1	84.5	93.1	9.2		32.9	100.0	87.1
	うち国会議員関係 政 治 団 体	23年	9,496	150	1,181		1,255	2,436	5,736	1,057	2		114	6,767	16,262
		22年	12,103	173	1,342		2,409	3,751	6,816	710	29		625	6,516	18,620
		23年－22年	-2,608	-23	-161		-1,154	-1,315	-1,080	347	-27		-511	250	-2,357
		対前年比	78.5	86.9	88.0		52.1	64.9	84.2	148.9	6.5		18.3	103.8	87.3
合 計	23年	101,145	9,625	3,448	1,614	6,492	11,555	37,355	1,271	3,351	31,942	6,046	49,559	150,704	
	22年	116,685	10,384	3,985	2,066	9,100	15,150	41,178	3,838	7,465	31,942	6,728	48,509	165,194	
	23年－22年	-15,540	-758	-537	-451	-2,608	-3,595	-3,824	-2,567	-4,113		-683	1,049	-14,491	
	対前年比	86.7	92.7	86.5	78.2	71.3	76.3	90.7	33.1	44.9	100.0	89.9	102.2	91.2	
うち国会議員関係 政 治 団 体	23年	11,736	205	1,371	286	1,440	3,097	5,878	1,143	1,288		125	7,714	19,450	
	22年	16,433	248	1,831	622	2,858	5,311	6,971	892	2,365		648	7,676	24,109	
	23年－22年	-4,697	-43	-460	-336	-1,418	-2,214	-1,092	251	-1,076		-523	38	-4,658	
	対前年比	71.4	82.7	74.9	46.0	50.4	58.3	84.3	128.2	54.5		19.3	100.5	80.7	

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

(2) 支 出

(単位:百万円、%)

区 分			経 常 経 費					政 治 活 動 費										う ち 本 部 支 部 交 付 金		合 計 ① + ②		
			人 件 費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計 ①	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					調 査 研 究 費	寄 附 交 付 金	そ の 他 の 費					計 ②
										機 関 紙 誌	宣 伝	政治資金 パーティー	そ の 他	小 計								
政党等	政 党 (支 部 を 含 む)	23年	8,566	119	489	5,713	14,888	2,410	298	20,935	4,050	40	32	25,056	518	19,536	2,349	50,167	22,633	65,055		
		22年	9,132	128	658	6,010	15,928	4,090	4,849	22,824	7,821	53	212	30,911	650	23,360	2,762	66,623	26,134	82,551		
		23年－22年	-566	-9	-169	-297	-1,040	-1,681	-4,551	-1,889	-3,771	-13	-181	-5,855	-132	-3,824	-414	-16,456	-3,502	-17,497		
		対前年比	93.8	92.9	74.4	95.1	93.5	58.9	6.1	91.7	51.8	75.4	14.8	81.1	79.6	83.6	85.0	75.3	86.6	78.8		
	うち国会議員 関 係 政 治 団 体	23年	617	19	198	406	1,240	300	5	102	141	32	3	278	22	200	81	886	23	2,126		
		22年	866	24	323	609	1,822	495	457	237	558	41	8	843	34	670	167	2,665	128	4,487		
		23年－22年	-249	-5	-125	-203	-582	-195	-453	-135	-417	-8	-5	-565	-11	-470	-85	-1,779	-106	-2,361		
		対前年比	71.2	80.7	61.3	66.6	68.1	60.6	1.0	43.1	25.3	79.3	36.0	33.0	66.5	29.8	48.8	33.2	17.8	47.4		
	政 治 資 金 団 体	23年	413	4	4	148	567	74			3		4	6	0	1,391	5	1,476		2,044		
		22年	382	4	4	145	535	76			3			3	0	1,678	14	1,770		2,305		
		23年－22年	30	0	0	3	32	-1			-1		4	3	0	-287	-9	-294		-262		
		対前年比	107.9	95.1	88.4	101.8	106.0	98.4			78.7		皆増	181.8	87.6	82.9	35.1	83.4		88.7		
	小 計	23年	8,979	123	493	5,861	15,455	2,484	298	20,935	4,052	40	35	25,063	518	20,927	2,353	51,643	22,633	67,099		
		22年	9,514	132	662	6,155	16,463	4,166	4,849	22,824	7,825	53	212	30,914	650	25,038	2,776	68,393	26,134	84,857		
		23年－22年	-535	-9	-169	-294	-1,008	-1,682	-4,551	-1,889	-3,772	-13	-177	-5,852	-132	-4,110	-423	-16,750	-3,502	-17,758		
		対前年比	94.4	92.9	74.5	95.2	93.9	59.6	6.1	91.7	51.8	75.4	16.5	81.1	79.6	83.6	84.8	75.5	86.6	79.1		
	そ の 他 の 政 治 団 体		23年	3,713	102	640	2,245	6,701	4,056	165	692	479	1,271	355	2,797	336	7,615	567	15,536	1,065	22,237	
22年			4,174	119	796	2,745	7,835	4,800	754	891	1,172	1,464	558	4,084	308	11,223	2,269	23,439	4,086	31,274		
23年－22年			-461	-18	-156	-500	-1,134	-744	-590	-198	-693	-194	-202	-1,287	28	-3,608	-1,701	-7,903	-3,021	-9,037		
対前年比			89.0	85.3	80.4	81.8	85.5	84.5	21.8	77.7	40.9	86.8	63.7	68.5	109.0	67.9	25.0	66.3	26.1	71.1		
うち国会議員関係 政 治 団 体		23年	1,927	30	401	1,234	3,593	1,294	5	150	271	981	270	1,672	80	2,228	305	5,583	149	9,176		
		22年	2,192	39	498	1,505	4,235	1,614	290	270	643	1,057	454	2,424	85	2,971	397	7,781	174	12,016		
		23年－22年	-265	-9	-97	-271	-642	-320	-285	-121	-372	-76	-184	-753	-6	-742	-92	-2,198	-25	-2,840		
		対前年比	87.9	77.3	80.5	82.0	84.8	80.2	1.7	55.4	42.1	92.8	59.5	68.9	93.4	75.0	76.8	71.8	85.7	76.4		
合 計		23年	12,692	225	1,133	8,106	22,156	6,540	463	21,628	4,531	1,311	390	27,860	853	28,543	2,921	67,180	23,698	89,336		
		22年	13,689	251	1,458	8,900	24,299	8,966	5,604	23,715	8,997	1,517	770	34,999	958	36,261	5,045	91,832	30,220	116,131		
		23年－22年	-996	-27	-325	-794	-2,142	-2,426	-5,141	-2,087	-4,465	-207	-380	-7,139	-105	-7,718	-2,124	-24,653	-6,523	-26,795		
		対前年比	92.7	89.3	77.7	91.1	91.2	72.9	8.3	91.2	50.4	86.4	50.7	79.6	89.1	78.7	57.9	73.2	78.4	76.9		
	うち国会議員関係 政 治 団 体	23年	2,544	50	599	1,640	4,833	1,593	10	252	412	1,013	273	1,950	102	2,428	386	6,469	172	11,302		
		22年	3,058	63	821	2,115	6,056	2,108	747	508	1,201	1,097	462	3,268	119	3,640	564	10,447	302	16,503		
		23年－22年	-514	-13	-222	-474	-1,224	-515	-737	-256	-789	-84	-189	-1,318	-17	-1,212	-178	-3,977	-130	-5,201		
		対前年比	83.2	78.6	72.9	77.6	79.8	75.6	1.3	49.6	34.3	92.3	59.1	59.7	85.8	66.7	68.5	61.9	56.9	68.5		

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

○ 都道府県選挙管理委員会分

1 収支報告書の提出状況

区 分		届出団体数 A	提出団体数 B	提出率 B/A(%)
政 党 支 部	平成23年	8,725	8,467	97.0
	平成22年	8,657	8,393	97.0
	平成23年	819	808	98.7
	平成22年	889	875	98.4
その他の政治団体	平成23年	55,206	50,311	91.1
	平成22年	54,978	50,241	91.4
	平成23年	1,393	1,352	97.1
	平成22年	1,538	1,485	96.6
合 計	平成23年	63,931	58,778	91.9
	平成22年	63,635	58,634	92.1
	平成23年	2,212	2,160	97.6
	平成22年	2,427	2,360	97.2

(注) 1 「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。

2 「政党支部」は、都道府県選管届出分であり、総務大臣届出分は含まれない。

２ 全体の収支の概況

(1) 収 入

(単位:百万円、%)

区 分		本 収 入 年 額	左 の 内 訳									前 繰 越 年 額	合 計	
			党費・会費	寄 附				事 業 収 入	借 入 金	本 部 支 部 交 付 金 入	そ の 他 の 収 入			
				個 人	法 人 そ の 他 の 団 体	政 治 団 体	計							
政 党 支 部	23年	72,002	5,450	18,080	6,252	2,634	26,970	4,103	709	33,242	1,528	26,363	98,365	
	22年	78,330	5,692	17,566	6,638	3,864	28,075	5,989	948	36,423	1,203	27,114	105,445	
	23年－22年	-6,328	-242	514	-386	-1,231	-1,104	-1,886	-240	-3,181	324	-751	-7,080	
	対前年比	91.9	95.7	102.9	94.2	68.1	96.1	68.5	74.7	91.3	127.0	97.2	93.3	
	うち 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体	23年	16,243	494	1,957	2,939	1,888	6,784	1,243	329	7,201	192	5,211	21,454
		22年	21,445	523	2,618	3,190	2,934	8,743	1,624	694	9,616	246	5,366	26,812
		23年－22年	-5,202	-29	-661	-251	-1,046	-1,958	-381	-364	-2,415	-54	-155	-5,358
		対前年比	75.7	94.4	74.8	92.1	64.3	77.6	76.5	47.5	74.9	78.0	97.1	80.0
	そ の 他 の 政 治 団 体	23年	48,764	9,005	13,210	0	13,810	27,020	8,902	1,311	1,493	1,033	35,925	84,689
		22年	51,112	9,259	12,084	2	14,387	26,473	10,924	1,557	1,666	1,234	34,260	85,371
		23年－22年	-2,348	-254	1,126	-1	-577	547	-2,022	-246	-173	-200	1,666	-682
		対前年比	95.4	97.3	109.3	19.0	96.0	102.1	81.5	84.2	89.6	83.8	104.9	99.2
うち 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体		23年	6,649	159	1,480	0	1,750	3,230	2,844	239	6	171	3,814	10,463
		22年	8,730	157	1,549	0	2,831	4,380	3,505	381	49	258	4,096	12,827
		23年－22年	-2,081	1	-69	0	-1,081	-1,150	-661	-142	-44	-87	-283	-2,364
		対前年比	76.2	100.9	95.5	25.0	61.8	73.7	81.2	62.8	11.9	66.4	93.1	81.6
合 計		23年	120,765	14,455	31,291	6,253	16,443	53,990	13,005	2,020	34,734	2,561	62,289	183,054
		22年	129,442	14,951	29,650	6,640	18,251	54,547	16,913	2,505	38,089	2,437	61,374	190,816
		23年－22年	-8,677	-497	1,640	-388	-1,808	-557	-3,908	-485	-3,354	124	915	-7,762
		対前年比	93.3	96.7	105.5	94.2	90.1	99.0	76.9	80.6	91.2	105.1	101.5	95.9
	うち 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体	23年	22,892	652	3,437	2,939	3,638	10,014	4,087	568	7,207	363	9,025	31,917
		22年	30,176	680	4,167	3,190	5,766	13,123	5,129	1,074	9,666	504	9,463	39,638
		23年－22年	-7,284	-28	-730	-251	-2,127	-3,108	-1,042	-506	-2,459	-141	-438	-7,722
		対前年比	75.9	95.9	82.5	92.1	63.1	76.3	79.7	52.9	74.6	72.0	95.4	80.5

(注) 1 政党匿名寄附については、少額のため寄附の内訳には計上していないが、寄附計には含まれている。

2 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

(2) 支 出

区 分		経 常 経 費					政 治 活 動 費												う ち 本 部 支 出 合 計 ① + ②		
		人 件 費	光 熱 水 費	備 耗 品 費	事 務 所 費	計 ①	組 活 動 費	選 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					調 査 費	寄 付 金	附 金	そ の 他 経 費	計 ②			
									機 関 紙 誌	宣 伝	政 治 資 金 パ ー テ ィ ー	そ の 他	小 計								
政 党 支 部	23年	19,481	619	2,780	7,345	30,226	8,264	5,694	882	3,884	976	470	6,212	346	20,696	1,090	42,301	13,803	72,526		
	22年	21,182	666	3,115	8,059	33,022	10,114	3,680	1,104	5,844	1,183	633	8,765	401	21,773	1,154	45,887	14,842	78,909		
	23年－22年	-1,701	-47	-335	-714	-2,797	-1,850	2,014	-223	-1,960	-207	-163	-2,553	-54	-1,077	-65	-3,586	-1,040	-6,382		
	対前年比	92.0	93.0	89.3	91.1	91.5	81.7	154.7	79.8	66.5	82.5	74.2	70.9	86.4	95.1	94.4	92.2	93.0	91.9		
	う ち 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体	23年	5,857	184	1,349	2,732	10,122	1,418	164	391	968	299	91	1,749	65	1,856	279	5,531	372	15,653	
		22年	6,904	223	1,620	3,278	12,026	1,883	756	665	1,770	313	130	2,878	76	3,389	593	9,574	778	21,600	
		23年－22年	-1,047	-39	-272	-546	-1,904	-465	-592	-273	-802	-15	-39	-1,129	-11	-1,532	-313	-4,043	-406	-5,947	
		対前年比	84.8	82.3	83.2	83.3	84.2	75.3	21.7	58.9	54.7	95.3	70.0	60.8	85.3	54.8	47.1	57.8	47.8	72.5	
	そ の 他 の 政 治 団 体	23年	6,414	516	2,704	6,486	16,120	9,685	1,826	1,952	3,249	1,552	2,542	9,294	415	11,461	1,171	33,852	1,141	49,972	
		22年	6,246	445	2,400	5,616	14,708	10,433	1,041	1,625	2,803	1,920	3,003	9,352	448	11,651	1,467	34,392	1,330	49,100	
		23年－22年	168	71	304	870	1,412	-748	786	327	446	-369	-462	-58	-34	-190	-296	-540	-189	872	
		対前年比	102.7	115.9	112.7	115.5	109.6	92.8	175.5	120.1	115.9	80.8	84.6	99.4	92.5	98.4	79.8	98.4	85.8	101.8	
		う ち 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体	23年	1,319	63	453	921	2,756	919	12	86	159	622	526	1,394	37	1,158	277	3,797	63	6,553
			22年	1,622	78	592	1,170	3,462	1,096	85	127	406	796	603	1,932	38	1,822	318	5,290	5	8,752
			23年－22年	-303	-15	-139	-249	-706	-177	-73	-41	-247	-174	-76	-538	-1	-664	-41	-1,493	58	-2,199
			対前年比	81.3	80.2	76.6	78.7	79.6	83.8	14.5	68.0	39.2	78.1	87.3	72.2	98.5	63.6	87.2	71.8	1,307.3	74.9
合 計	23年	25,895	1,135	5,484	13,831	46,346	17,949	7,520	2,834	7,133	2,528	3,012	15,506	761	32,157	2,261	76,153	14,944	122,498		
	22年	27,427	1,111	5,516	13,676	47,730	20,547	4,720	2,730	8,647	3,104	3,637	18,117	849	33,424	2,621	80,279	16,172	128,009		
	23年－22年	-1,533	24	-31	155	-1,384	-2,598	2,800	104	-1,515	-576	-625	-2,612	-88	-1,267	-361	-4,126	-1,228	-5,510		
	対前年比	94.4	102.1	99.4	101.1	97.1	87.4	159.3	103.8	82.5	81.4	82.8	85.6	89.6	96.2	86.2	94.9	92.4	95.7		
	う ち 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体	23年	7,176	247	1,802	3,653	12,878	2,336	176	478	1,127	920	617	3,143	103	3,014	556	9,328	435	22,206	
		22年	8,526	302	2,212	4,448	15,488	2,978	841	792	2,176	1,109	733	4,810	114	5,210	910	14,864	783	30,352	
		23年－22年	-1,350	-55	-410	-795	-2,610	-642	-665	-314	-1,049	-189	-115	-1,667	-12	-2,196	-354	-5,536	-349	-8,146	
		対前年比	84.2	81.8	81.5	82.1	83.1	78.4	21.0	60.3	51.8	83.0	84.3	65.3	89.7	57.9	61.1	62.8	55.5	73.2	

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

Ⅲ.平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要について

1. 政治資金監査の結果

- 平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書では、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた」とされた国会議員関係政治団体の割合が引き続き増加（H22年分 95.0% → H23年分 96.1%）しており、国会議員関係政治団体の関係書類等の徴収・作成・保存義務の履行について引き続き改善の傾向。
- 引き続き、政治資金監査の適確な実施を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与。

区 分	H21年分	H22年分	H23年分	増減(対H22)
(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの	91.2%	95.0%	96.1%	+ 1.1ポイント
(2) 不備を指摘したもの	8.8%	5.0%	3.9%	▲ 1.1ポイント
イ 会計帳簿に記載不備があったもの	2.2%	0.9%	0.9%	± 0 ポイント
ロ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの	6.3%	3.9%	2.9%	▲ 1.0ポイント
ハ イ及びロが複合したもの	0.3%	0.2%	0.1%	▲ 0.1ポイント

※「会計帳簿に記載不備があったもの」とは・・・

- 会計帳簿の必要記載事項（①支出を受けた者の氏名、②住所、③支出の目的、④金額、⑤年月日）について、記載漏れ等の記載不備があったもの

※「会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの」とは・・・

- 領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費を除く）があったもの
- 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費があったもの
- 東日本大震災により会計帳簿等の関係書類の一部が滅失したため、会計責任者が収支報告書に記載されていないとしている支出があったもの

2. 政治資金監査報告書の記載状況等

- 平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書においても、一部ではあるが、必ずしも正確でない記載等が見受けられたところ。
- そのため、以下に掲げる取組を通じ、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。

(1) 「政治資金監査マニュアル」の改定

- ・ 政治資金監査マニュアルの記載内容を見直し、政治資金適正化委員会が示した見解等を集約し一覧性を向上

(2) 「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進

- ・ 政治資金監査報告書の報告事項に遺漏がないよう、政治資金監査報告書の作成を支援するためのチェックリストを作成。
- ・ 政治資金監査チェックリストの活用について、政治資金監査マニュアル本文に掲載するとともに、ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等の機会を通じ、積極的活用を促進。

(3) 「政治資金監査に関するQ&A」の充実

- ・ Q&Aを追加・改定した場合には、当該Q&Aを個別に掲示することでホームページの利便性を向上させるとともに、フォローアップ説明会等の機会を通じ周知徹底。

(4) 「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」の継続的实施

- ・ 本調査で見受けられた事例紹介を交えながら、政治資金監査の適確な実施と政治資金監査報告書の正確な記載等について周知徹底。
- ・ より多くの登録政治資金監査人が参加できるよう、引き続き全国の各ブロックで開催するとともに、開催実績のない地区でも開催。
- ・ 新たに、日中に参加できない登録政治資金監査人のために夜間開催を実施するとともに、年度前半の説明会に参加者が集中する状況を改善するため、年度当初に通年開催計画を公表。

- ・ 政治資金監査あるいは政治資金監査報告書の作成に関して判断が困難な事案があった場合には、政治資金適正化委員会へ照会するよう周知徹底。

(5) 関係士業団体との連携

- ・ 関係士業団体が主催する士業者向け研修会等の機会を活用するなど、関係士業団体と連携。

Ⅳ.政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点について

◆「あて名」等に関する記載

【記載例】

政治資金監査報告書		平成×年×月×日
〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）		
代表 〇〇〇〇 殿		
登録政治資金監査人	〇〇〇〇	印
登録番号	第××××号	
研修修了年月日	平成×年×月×日	

（参考事例①）

- 政治資金監査報告書の日付が「宣誓書」の日付より後の日付となっていた事例
- 領収書等の日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になっていた事例
- 国会議員関係政治団体の名称が正式名称ではない略称を記載していたり、代表者ではない者の氏名を記載していた事例
- 登録政治資金監査人の氏名が自署でなかったり、押印していなかった事例

👉check!!

- ★「宣誓書」は、収支報告書及び収支報告書と併せて提出される書類が政治資金規正法に従って作成され、真実の記載がされていることを誓う文書であることから、宣誓書の日付は、政治資金監査報告書の日付以降になる。
- ★政治資金監査報告書には、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付を記載するので、領収書等が発行された日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になることはない。
- ★国会議員関係政治団体の正式名称及び代表者の氏名は、政治団体の設立に当たって総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に届け出た名称及び氏名により記載すること。
（※「1 監査の概要（1）（4）」、「3 業務制限」においても同様）
- ★登録政治資金監査人名欄には、自署かつ押印が必要であること。

◆「１ 監査の概要」に関する記載

【記載例】

１ 監査の概要

- (１) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (２) この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (３) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。
- (４) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所において行った。

※【記載例】は、政治資金監査マニュアル改定後の政治資金監査報告書記載例によっている。

(参考事例②)

- 監査対象期間の記載について「平成２３年」と記載すべきなのに、「平成２３年１月１日から平成２３年１２月３１日」と記載していた事例
- 解散等団体の収支報告書の根拠規定を「法第１２条第１項」と記載していた事例
- 解散等団体の収支報告書の根拠規定を記載していなかった事例
- 政治資金監査の対象とする書類をすべて記載すべきなのに、実際に保存されていた書類のみを記載していた事例
- 主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を実施することとした理由が明瞭でなかったり、実施場所の特定が十分ではない事例

☞ check!!

★監査対象期間は、「平成×年」と年単位で記載すること。

★解散したとき又は目的の変更等により政治団体でなくなったときの収支報告書の提出根拠は、「法第12条第1項」ではなく、「法第17条第1項」であること。
(※「2 監査の結果(3)」においても同様)

★収支報告書の提出根拠規定を忘れずに記載すること。

★書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

★主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を行った場合には、なぜ主たる事務所以外の場所で実施する必要があったのかを具体的に記載することによってその理由を明らかにした上で、場所と住所を併記し、実施場所を特定すること。

◆「2 監査の結果」に関する記載

【記載例(1)】政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(参考事例③)

- 実際に保存が確認された書類を記載すべきなのに、存在しなかった書類も含めて、すべての書類を記載していた事例
- 支出がゼロなのに、(1) や (3) に存在しないはずの「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書」などの書類を記載していた事例
- 支出があるのに、(1) や (3) に「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書」などの書類を記載していない事例
- (1) 及び (3) に記載される書類は同一となるべきなのに、異なる書類を記載していた事例
- 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかったため、(4) の記載を削除していた事例
- 解散等団体にあつては、収支報告書の根拠規定は「法第17条第1項」であるのに、「法第12条第1項」と記載していた事例。(「1 監査の概要」の☞check!!参照)

☞check!!

- ★(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。
- ★(4) には、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかった場合でも、その旨を記載すること。
- ★支出が計上されていない場合は、政治資金監査報告書記載例(4)の活用が望ましいものであること。また、支出が計上されていなくても、会計責任者に「会計帳簿」の保存義務は課せられていること。

注意!!

「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」とは、以下の①～③の書類を指すが、改定後の政治資金監査報告書記載例においては、「等」(以下の②及び③が該当)について、「振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)」と記述することとした。

- ①「領収書等を徴し難かった支出の明細書」
- ②「振込明細書に係る支出目的書」
- ③「支出の目的が記載された振込明細書の写し」

※ 次の(パターン1)～(パターン4)を参照のこと。

(パターン１)

「①、②及び③が存在しなかった場合」

→【記載例】から「領収書等を徴し難かった支出の明細書」、「振込明細書」と「振込明細書に係る支出目的書」を削除。

(４)は削除することなく、存在しなかった旨を記載。

(１) 法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書振込明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(２) 法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(３) 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(４) 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

※ (１)の「なお」以下の記載は任意

(パターン２)

「①が存在し、②及び③が存在しなかった場合」

→【記載例】から「振込明細書」と「振込明細書に係る支出目的書」を削除。

(１) 法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(２) 法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

※ (1)の「なお」以下の記載及び(4)の「また」以下の記載は任意

(パターン3)

「①が存在せず、②及び③が存在していた場合」

「①が存在せず、②が存在し、③が存在しなかった場合」

「①及び②が存在せず、③が存在していた場合」

→【記載例】から「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を削除。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

※ (1)の「なお」以下の記載及び(4)の「また」以下の記載は任意

(パターン4)

「①が存在し、②が存在せず、③が存在していた場合」

「①及び②が存在し、③が存在しなかった場合」

「①、②及び③が存在していた場合」

→【記載例】はそのまま。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

重要!!

以上のように、政治資金監査報告書記載例(1)の場合、「2 監査の結果」の記述は、(パターン1)から(パターン4)までの記載例の何れかとなる。政治資金監査報告書作成に当たっては、以下の<パターン別 整理表>を参照し、対応するパターンに従って記述すること。

<パターン別 整理表>

	①～③の書類の有無							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
①「領収書等を徴し難かった支出の明細書」	×	○	×	×	×	○	○	○
②「振込明細書に係る支出目的書」	×	×	○	○	×	×	○	○
③「支出の目的が記載された振込明細書の写し」	×	×	○	×	○	○	×	○
対応するパターン	1	2	3	3	3	4	4	4

【記載例(2)】 会計帳簿に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(参考事例④)

○記載不備があった事項の種類を政治資金監査報告書に記載していなかった事例

☞ check!!

★会計帳簿の必要記載事項（支出を受けた者の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日）の記載不備については、記載例(2)に従い、記載不備があった事項の種類を記載する。

★なお、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が当該指摘事項の補正を行った場合には、政治資金監査報告書において指摘する必要はない。

(例)「住所」に記載不備があった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

【記載例(3)】 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があった場合

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、(別記)を除き、以下のとおりである。

(1)～(4) 略

(別記)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)

(3) 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

・領収書等のあて名に記載されていた名称 〇〇〇〇〇〇

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金 額	年 月 日	備 考
項 目	摘 要			
何 々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

(参考事例⑤)

- 領収書等の徴収漏れ又は亡失の事実がないにもかかわらず、(別記)に「別添の領収書等亡失等一覧表」と記載していた事例
- 領収書等の徴収漏れ又は亡失の事実があり、政治資金監査報告書の別添として領収書等亡失等一覧表を添付して提出する必要があるにもかかわらず、それを作成していなかったり、選管等への提出時に添付していなかった事例
- 領収書等亡失等一覧表に記載された支出のうち、人件費を除く1件1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すべきなのに、それを記載していなかった事例

👉 check!!

- ★領収書等又は振込明細書が徴収漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出(人件費を除く)については、領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求め、記載例(3)の(別記)(1)の例により、政治資金監査報告書の別添として添付しなければならない。また、会計責任者は、選管等へ収支報告書を提出する際には、当該政治資金監査報告書(別添として添付された領収書等亡失等一覧表を含む)を併せて提出しなければならない。
- ★領収書等亡失等一覧表に記載された支出のうち、人件費を除く1件1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載する必要がある。
- ★なお、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が領収書等の再発行等を求めこれを備えた場合には、当該支出について領収書等亡失等一覧表に記載する必要はない。

(参考事例⑥)

○政治資金監査報告書に会計責任者に対する指導状況など、記載例にはない任意の記載がされていた事例

👉 check!!

★政治資金監査報告書は、記載例に従って記載すること。

★なお、登録政治資金監査人が記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

◆「３ 業務制限」に関する記載

【記載例】

３ 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

(参考事例⑦)

○「〇〇〇〇と私達との間には」として記載し、国会議員関係政治団体と使用人等との関係に関する記載を省略していた事例

〔※ ただし、使用人等を使用せず、複数の登録政治資金監査人により政治資金監査を行った場合であれば上記記載で可。〕

👉 check!!

★政治資金監査を行った国会議員関係政治団体と業務制限に抵触する関係がないことを明らかにするため、記載例に従って記載すること。

★なお、政治資金監査の業務を補助した使用人等がなかった場合には、「また」以下の記載は不要。

◆その他

(参考事例⑧)

- 政治資金監査報告書記載例と全く異なる政治資金監査報告書が作成され、選管等に提出されていた事例
- 政治資金監査報告書がA 3 サイズで提出されていた事例
- 収支報告書が出来上がっていないにも関わらず、国会議員関係政治団体が、出来上がった状態の政治資金監査報告書を選管等に提出にきた事例

👉check!!

- ★政治資金監査報告書の作成に当たっては、政治資金適正化委員会ホームページに掲載されている記載例をダウンロードするなどして記載例に則した作成を行うこと。
- ★政治資金監査に当たっては、収支報告書の作成が終了していることが前提である。したがって、政治資金監査報告書の作成に当たっても同様であること。

◆その他の提出書類関係

(参考事例⑨)

- 「収支報告書」の支出の小計や合計の計算誤りや表間の金額が整合的でなかった事例
- 「収支報告書」に記載されている支出の日付や金額が、「領収書等の写し」の記載内容と整合的でなかった事例

☞ check!!

- ★収支報告書(支出に係る分に限る)に計算誤りがないかどうか検算して確認すること。
- ★会計帳簿等の関係書類から、収支報告書に記載すべき事項が漏れなく正しく転記されているかどうかを確認すること。

(参考事例⑩)

- 選管等へ収支報告書及び政治資金監査報告書を提出する際に、「領収書等の写し」、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの添付書類や、「領収書等亡失等一覧表」が漏れていた事例
- 「領収書等の写し」の編さんが杜撰で、各支出との対応関係が分かりにくい事例

☞ check!!

- ★提出漏れが発生しないよう会計責任者等に対して助言することが適当。
- ★領収書等の適切な整理・保存について会計責任者等に対して助言することが適当。
- ★なお、会計責任者等に対して、提出時における選管等からの不備の指摘の有無等について報告を求めておくことが適当。

(参考事例⑪)

- 領収書等が存在しない支出について、「紛失のため」「再発行が困難なため」「不鮮明のため」という理由で、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を作成していた事例

☞ check!!

- ★一度発行された領収書等の亡失等は、領収書等を徴し難かった事情に該当せず、「領収書等亡失等一覧表」に記載すべきもの(ただし、登録政治資金監査人の指摘を受け、政治資金監査が終了するまでの間に、会計責任者が領収書等の再発行等を求めこれを備えた場合には、当該支出について領収書等亡失等一覧表に記載する必要はない。)
- ★なお、具体の事案が領収書等を徴し難かった事情に該当するかどうかの判断がつかない場合には、政治資金適正化委員会へ照会すること。

V. その他参考資料

○収支報告書等への記載方法の例

- ・ 無償提供を受けている場合の収支報告書の記載方法

○政治資金適正化委員会ホームページ参照事項

● 無償提供を受けている場合の収支報告書の記載方法

【質問例】

政治団体において労務や事務所の無償提供を受けている場合には、収支報告書にどのように記載すればよいか。

【対応のポイント】

- 労務や事務所の無償提供は政治資金規正法上の寄附に該当することから、その時価を収入として収支報告書に記載
- また、経理上の処理として同額の支出を政治活動費の「その他の経費」に記載
- このとき、当該支出について領収書等は発行されないことから、領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載

【関連項目】「国会議員関係政治団体の収支報告の手引き（平成24年12月改訂）」より抜粋（下線付加）

【よくあるご質問】 無償提供を受けた場合

Q 労務や事務所の無償提供を受けた場合、寄附にあたりますか。また、寄附にあたる場合、収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 法において「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるものの以外のもの」と定められており、労務や事務所の無償提供を受けた場合、労務の対価や事務所の利用料相当分の「財産上の利益」が生じますので、利用等の実態からその対価や利用料を支払うことが社会通念上相当であるようなときは、「寄附」にあたります。

この場合、収支報告書には、これらを時価に見積もった金額を「寄附」として記載し、備考欄に「無償提供」と記載して下さい。しかし、このままでは、法の会計帳簿や収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、これらの利益が永続的に収入（及び繰越額）に含まれてしまいますので同額を支出にも計上する必要があります。この場合、支出の項目は政治活動費の「その他の経費」（様式（その15））とし、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載し、金額欄に収入と同額を記載して下さい。また、この支出については、経理上の処理であるため、領収書等も徴すことができないと考えられますので、「徴難明細書」の領収書等を徴し難かった事情に「無償提供のため」と記載し、対応することとなります。

なお、無償提供であっても「寄附」に該当する場合は、「法人その他の団体からの寄附」の禁止など法の寄附制限の対象となります。

また、以下のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（次ページ参照）があり、簡便に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

【政治資金関係申請・届出オンラインシステム】

<https://kyoudou.soumu.go.jp>

無償提供を受けた場合の記載例（会計帳簿：一部記載省略）

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備 考
2の1 寄附 (1) 個人からの寄付	C山花子	1, 100, 000	H○. 1. 10	事務所の無償提供}
	合計	1, 100, 000		
収 入 の 総 額		1, 100, 000		

会計計帳簿作成ソフトの
「収入・支出同額計上ボタン」
をクリック

自動的に**太字**部分を挿入

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備 考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	金銭以外のものによる 寄附相当分	1, 100, 000	H○. 1. 10	C山花子	}
	合計	1, 100, 000			
支 出 の 総 額		1, 100, 000			

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

無償提供を受けた場合の記載例(収支報告書)

【記載例】

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年 月 日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
① 甲川一郎		1	0	0	〇. 2. 1	東京都××区××町×丁目×番地	衆議院議員	
② #		1	5	0	〇. 10. 1	#	#	
A山太郎		3	0	0	〇. 1. 20	東京都〇〇区△△町×番地	A会社社長	
#		3	0	0	〇. 9. 20	#	#	
B山次郎		5	0	0	〇. 8. 30	大阪市〇〇区〇〇町〇〇番地	B会社役員	
C山花子		1	1	0	〇. 1. 10	東京都××区〇町〇丁目〇番地	C会社社長	事務所の無償提供
この頁の小計		4	7	0				
その他の寄附		2	4	0				
合 計		4	9	4				

事務所の無償提供による寄附を時価に換算して記載

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項 目 別 区 分	その他の経費(金銭以外のものによる寄附相当分)	
支出の目的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)
金銭以外のものによる寄附相当分		1	1	0	〇. 1. 10	C山花子	東京都××区〇町〇丁目〇番地
この頁の小計		1	1	0			
その他の支出							
合 計		1	1	0			

経理上の処理のため収入と同額を計上

第8号様式(第10条第2項関係)

領収書等を徴し難かった支出の明細書

項目	支出の目的 摘要	金 額	年 月 日	領収書等を徴し難かった事情
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	1 1 0 0 0 0 〇	〇. 1. 10	無償提供のため
政治活動費	お祝い金	1 0 0 0 0 0 〇	〇. 11. 10	社会通念上領収書を提出してもらえなかった

政治団体の名称 〇〇政治研究会
会計責任者の氏名 乙川次郎



総務省トップ > 組織案内 > 審議会・委員会・会議等 > 政治資金適正化委員会

政治資金適正化委員会

概要

委員名簿

会議資料

政治資金監査マニュアル (政治資金監査に関する 具体的な指針)

政治資金監査チェック リスト

政治資金監査報告書の 記載例・チェックリスト

政治資金監査に関す るQ&A

政治資金適正化委員会 による見解一覧

登録政治資金監査人の 登録・変更等について (申請書類)

政治資金監査に関する 研修について

政治資金監査実務に関 するフォローアップ説明 会について

登録政治資金監査人の 登録一覧

少額領収書等の写しの開 示請求が権利の濫用又 は公の秩序若しくは善良 の風俗に反すると認めら れる場合の具体的な指 針について

政治資金適正化委員会 における取組及び検討 状況についての取りまと め

なるほど！政治資金(政 治資金制度の紹介ペー ジ)

国会議員関係政治団体 の収支報告の手引

総務大臣届出分の政治 資金収支報告書

現職国会議員の国会議 員関係政治団体名簿

概要

新着情報

2013年3月25日	平成24年度第6回政治資金適正化委員会
2013年2月1日	平成24年度第5回政治資金適正化委員会
2012年12月26日	平成24年度第4回政治資金適正化委員会
2012年9月19日	平成24年度第3回政治資金適正化委員会
2012年7月5日	平成24年度第2回政治資金適正化委員会

[以前の最新情報へ](#)

登録政治資金監査人の皆様へのお知らせ

2013年4月3日	平成25年度の政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施概要及び日程等を掲載し、募集を開始しました。
2013年4月3日	平成25年度の政治資金監査に関する研修(集合研修)の日程等を掲載し、募集を開始しました。
2012年12月26日	政治資金監査に関するQ&A を更新しました。
2012年4月29日	政治資金規正法施行規則 が改正されました。

[以前のお知らせへ](#)

設置根拠

政治資金規正法第19条の29

所掌事務

[政治資金規正法第19条の30](#)

委員

1. 人数：5人(政治資金規正法第19条の31)
2. 選任：学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命(政治資金規正法第19条の32)
3. 任期：3年(政治資金規正法第19条の32第3項)
4. 委員長：委員の互選によって委員のうちから選任(政治資金規正法第19条の33)
5. [委員名簿](#)

事務局

政治資金適正化委員会事務局(政治資金規正法第19条の36)

なるほど！政治資金は
[こちらをクリック](#)

国会議員関係政治団体の
収支報告の手引は
[こちらをクリック](#)

総務大臣届出分の
政治資金収支報告書は
[こちらをクリック](#)

現職国会議員の
国会議員関係政治団体名簿は
[こちらをクリック](#)

※「なるほど！政治資金」は、政治資金制度を紹介するページです。

「会計帳簿・収支報告書作成ソフトのダウンロード」及び「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」へは、こちらをクリックします！

[ページトップへ戻る](#)